



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年11月7日金曜日 第1507号

## ◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の変更の届出の概要等（3件）.....1155

解除予定保安林（2件）.....1157

公有水面埋立工事のしゅん功認可.....1157

道路の区域変更（県道大三島環状線）.....1158

道路の供用開始（ " ）.....1158

道路の区域変更（県道大平砥部線）.....1158

道路の区域変更（県道柳谷美川線）.....1158

道路の供用開始（ " ）.....1159

道路の区域変更（県道美川小田線）.....1159

道路の供用開始（ " ）.....1159

道路の区域変更（県道大平砥部線）.....1159

道路の供用開始（ " ）.....1159

道路の区域変更（県道広田双海線）.....1160

道路の区域変更（県道九島循環線）.....1160

道路の供用開始（ " ）.....1160

開発行為に関する工事の完了.....1160

都市計画事業の事業計画の変更認可.....1161

道路の位置の指定.....1161

落札者等の告示.....1161

## 公 告

医療機器の購入（3件）.....1161

## 公安委員会規則

愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例施行規則及び愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則.....1164

## 選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数の告示.....1164

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第2077号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年11月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

- コジマNEW松山店  
松山市東石井町 489 番地 1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コジマ  
栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号  
代表取締役 小島章利
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コジマ  
栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号  
代表取締役 小島章利
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日  
平成16年6月21日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
3,500平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
ア 駐車場の収容台数  
129台  
イ 駐輪場の収容台数  
191台  
ウ 荷さばき施設の面積  
39.81平方メートル  
エ 廃棄物等の保管場所の容量  
79.58立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前10時  
閉店時刻 午後10時  
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から午後10時30分まで  
ウ 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口4箇所  
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前9時から午後10時まで
- 2 届出年月日  
平成15年10月20日
- 3 意見書の提出  
この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。  
なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の

日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第2078号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労働課並びに松山市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成15年11月7日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
南松山ショッパーズプラザ	松山市朝生田町五丁目1番25号	駐車場の収容台数	829台	691台	平成16年4月14日	平成15年10月14日
		駐車場の自動車の出入口の数	7か所	5か所		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労働課並びに松山市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
イ 当該大規模小売店舗の名称  
ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第2079号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労働課並びに松山市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成15年11月7日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
洋服の青山 ダイソー & アオヤマ 100円プラザ松山衣山店	松山市美沢一丁目67番1外	駐車場の自動車の出入口の数	2か所	3か所	平成15年10月31日	平成15年10月22日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労働課並びに松山市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

## (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

## ○愛媛県告示第2080号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成15年11月7日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除予定保安林の所在場所  
松山市由良町乙96の2、乙96の3、乙128の3、乙128の4、乙128の6から乙128の8まで、乙184の3、乙184の5から乙184の7まで、乙190の8、乙203の5、乙203の8、乙274の12、門田町丙233の3・丙233の5・丙233の6（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）  
丙181の11から丙181の14まで、丙181の20、丙193の5、丙213の8、丙216の2、丙217の5、丙217の6、丙224の7、丙233の15、泊町甲462の190、甲462の192、甲462の201、甲462の254
- 2 保安林として指定された目的  
魚つき
- 3 解除の理由  
農道用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## ○愛媛県告示第2081号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成15年11月7日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除予定保安林の所在場所  
越智郡吉海町大字福田2の4
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

## ○愛媛県告示第2082号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、御荘町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成15年11月7日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所  
御荘町  
南宇和郡御荘町平城3063番地  
代表者 町長 山下 英雄

南宇和郡御荘町中浦1151番地

## 2 埋立区域

## (1) 位置

南宇和郡御荘町猿鳴319番地先の公有水面

## (2) 区域

次の①点から⑮点までを順次直線で結んだ線並びに⑮点と①点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.10メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（南宇和郡御荘町猿鳴319番地先の猿鳴漁港台帳番号⑳猿鳴防波堤に設置された金属鉄）は、北緯32度58分33秒、東経132度28分49秒の地点

①点は、基点から真北254度24分19秒4.26メートルの地点

②点は、①点から真北94度08分11秒2.01メートルの地点

③点は、②点から真北111度34分10秒1.33メートルの地点

④点は、③点から真北91度59分30秒1.78メートルの地点

⑤点は、④点から真北178度07分04秒26.61メートルの地点

⑥点は、⑤点から真北268度06分29秒1.00メートルの地点

⑦点は、⑥点から真北178度05分55秒2.20メートルの地点

⑧点は、⑦点から真北88度06分29秒1.00メートルの地点

⑨点は、⑧点から真北178度06分58秒17.40メートルの地点

⑩点は、⑨点から真北268度03分03秒1.00メートルの地点

⑪点は、⑩点から真北178度07分29秒2.20メートルの地点

⑫点は、⑪点から真北88度06分29秒1.00メートルの地点

⑬点は、⑫点から真北178度07分01秒26.42メートルの地点

⑭点は、⑬点から真北275度53分42秒3.03メートルの地点

⑮点は、⑭点から真北279度15分32秒3.06メートルの地点

## (3) 面積

444.44平方メートル

## 3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成15年1月6日 愛媛県指令14港第801号

## 4 しゅん功認可年月日

平成15年11月7日

## ○愛媛県告示第2083号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年11月7日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	大三島環状線	越智郡上浦町大字瀬戸6656番2から 同大字6667番2まで	旧	メートル 12.4~40.6	キロメートル 0.153	
			新	19.8~46.8	0.153	

## ○愛媛県告示第2084号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年11月7日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大三島環状線	越智郡上浦町大字瀬戸6656番2から 同大字6667番2まで	平成15年11月7日

## ○愛媛県告示第2085号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年11月7日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	大平砥部線	伊予市下唐川字京野乙126番2地先から 同市下唐川字豊岡甲379番3地先まで	旧	メートル 4.9~13.3 11.8~29.6	キロメートル 0.362 0.338	
			新	11.8~29.6	0.338	
"	"	伊予市上唐川字川端甲423番1地先から 同市上唐川字ハシ甲494番1地先まで	旧	4.7~28.8 11.0~60.0	0.550 0.494	
			新	11.0~60.0	0.494	
"	"	伊予市両澤字向山乙113番2地先から 同字乙103番3地先まで	旧	6.2~12.6 22.0~40.6	0.086 0.049	
			新	22.0~40.6	0.049	

## ○愛媛県告示第2086号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年11月7日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	柳谷美川線	上浮穴郡美川村日野浦4645番5から 同村日野浦4642番5まで	旧	メートル 6.2~8.8	キロメートル 0.138	
			新	8.0~13.6	0.120	

## ○愛媛県告示第2087号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年11月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	柳谷美川線	上浮穴郡美川村日野浦4645番5から 同村日野浦4642番5まで	平成15年11月7日

## ○愛媛県告示第2088号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年11月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	美川小田線	上浮穴郡小田町大字中川2061番2から 同大字2097番4まで	旧	メートル 4.0～14.1	キロメートル 0.225	
			新	12.4～25.5	0.235	

## ○愛媛県告示第2089号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年11月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	美川小田線	上浮穴郡小田町大字中川2061番2から 同大字2097番4まで	平成15年11月7日

## ○愛媛県告示第2090号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年11月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大平砥部線	伊予郡砥部町五本松666番3から 同町五本松662番4まで	旧	メートル 9.7～16.8	キロメートル 0.073	
			新	11.9～16.8	0.071	

## ○愛媛県告示第2091号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年11月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大平砥部線	伊予郡砥部町五本松666番3から 同町五本松662番4まで	平成15年11月7日

○愛媛県告示第2092号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成15年11月7日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	広田双海線	伊予郡双海町大字上灘字仙波ヤシキ甲1699番3から 同字甲1724番6まで	旧	メートル 4.0～7.0 10.0～41.0	キロメートル 0.111 0.056	
			新	10.0～41.0	0.056	

○愛媛県告示第2093号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成15年11月7日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	九島循環線	宇和島市本九島字押舞鼻2390番5から 同字2385番1まで	旧	メートル 11.3～52.0	キロメートル 0.127	
			新	11.3～52.0	0.127	

○愛媛県告示第2094号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成15年11月7日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	九島循環線	宇和島市本九島字押舞鼻2390番5から 同字2385番1まで	平成15年11月7日

○愛媛県告示第2095号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。  
平成15年11月7日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
15今局建（開）第6号 平成15年10月21日	越智郡玉川町大字小鴨部字正信甲144番4	越智郡玉川町大字小鴨部甲297番地 阿部 稔 三
15松局建（開）第21号 平成15年10月23日	温泉郡重信町大字南野田字若宮234番2及び235番3	温泉郡重信町大字見奈良530番地1 重信町長 和田 治 樹

15西局建（開）第18号 平成15年10月27日	西条市大町字新町1707番7及び1710番1	西条市大町1759番地 平 井 勇
15松局建（開）第22号 平成15年10月28日	温泉郡川内町大字南方字広町2295番1	温泉郡重信町大字南野田字若宮429番地44 丸協運輸株式会社 代表取締役 渡 部 司

○愛媛県告示第2096号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、東予広域都市計画下水道事業東予市・丹原町公共下水道（東予市・丹原町公共下水道事務組合施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成15年11月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1. 事業施行期間

昭和58年7月26日

平成25年3月31日

2. 事業地

(1) 収用の部分

愛媛県東予市三津屋の地内

(2) 使用の部分

愛媛県東予市三津屋から周桑郡丹原町大字願連寺

までの区間内

愛媛県東予市三津屋から東予市国安までの区間内

○愛媛県告示第2097号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成15年11月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

伊予市下吾川字北西原1809番8

2 申請人の住所氏名

伊予市下吾川2045番地1

株式会社マミーハウス

代表取締役 相中 ふじ子

3 図面省略

○愛媛県告示第2098号

次のとおり落札者を決定した。

平成15年11月7日

愛媛県総合教育センター所長 阿 部 正 幸

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
教育用コンピュータシステムの借入れ	愛媛県総合教育センター 愛媛県松山市上野町甲650番地	平成15年10月15日	エヌイーシリーズ株式会社四国支店 高松市中野町29番2号	1,888,000円	一般競争入札	平成15年9月2日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成15年11月7日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

1 入札に付する事項

(1) 件名

医療機械の購入

(2) 購入物品名及び数量

人工心肺装置システム一式（人工心肺装置一式、周辺機器一式、据付け、調整等一式）

(3) 購入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 納入期限

平成16年3月19日

(5) 納入場所

愛媛県立新居浜病院

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「機械器具類」又は「薬品類」について平成14年度及び平成15年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 納入期限までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

(4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわ

たり円滑に実施できる者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の  
交付場所及び問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係  
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089) 912 2794

- (2) 入札書の受領期限

平成15年12月19日(金)午後2時40分

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

平成15年12月19日(金)午後2時40分

愛媛県公営企業管理局会議室

### 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管  
理規程第9号)第176条において例によることとされる  
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条  
から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入  
札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明  
する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しな  
ければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関  
し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入  
札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入  
札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業  
管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計  
規程第176条において例によることとされる愛媛県会計  
規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制  
限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったもの  
を落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

### 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:  
Heart Lung Machine System , 1 set

- (2) Time limit of tender: 2:40 p.m. , 19 December 2003

- (3) For further information please contact: Property  
Management Section , General Affairs Division , Public  
Enterprise Administration Bureau , Ehime Prefectural

Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime  
790 8570 Japan  
TEL 089 912 2794

### ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成15年11月7日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

#### 1 入札に付する事項

- (1) 件名

医療機械の購入

- (2) 購入物品名及び数量

人工心肺装置システム一式(人工心肺装置一式、周辺  
機器一式、据付け、調整等一式)

- (3) 購入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

- (4) 納入期限

平成16年3月19日

- (5) 納入場所

愛媛県立今治病院

- (6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当  
該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当  
該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を  
切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので  
、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者で  
あるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金  
額の105分の100に相当する金額を入札書に記載するこ  
と。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「機械器具類」又は「薬品  
類」について平成14年度及び平成15年度の製造の請負等  
に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業  
者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の  
4の規定に該当しない者であること。

- (2) 納入期限までに確実に納入できる体制が整備されてい  
ることを証明した者であること。

- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にな  
い者であること。

- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわ  
たり円滑に実施できる者であること。

#### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の  
交付場所及び問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係  
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089) 912 2794

- (2) 入札書の受領期限

平成15年12月19日(金)午後2時20分

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。



- (4) 開札の日時及び場所  
平成15年12月19日（金）午後2時20分  
愛媛県公営企業管理局会議室
- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。  
なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効  
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否  
要
- (6) 落札者の決定方法  
この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他  
詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:  
Heart Lung Machine System , 1 set
- (2) Time limit of tender: 2:20 p.m., 19 December 2003
- (3) For further information please contact: Property Management Section ,General Affairs Division ,Public Enterprise Administration Bureau ,Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan  
TEL 089 912 2794

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成15年11月7日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

### 1 入札に付する事項

- (1) 件名  
医療機械の購入
- (2) 購入物品名及び数量

人工心肺装置システム一式（人工心肺装置一式、周辺機器一式、据付け、調整等一式）

- (3) 購入物品の内容等  
入札説明書及び仕様書による。

- (4) 納入期限  
平成16年3月19日

- (5) 納入場所  
愛媛県立中央病院

- (6) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「機械器具類」又は「薬品類」について平成14年度及び平成15年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期限までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係  
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話（089）912 2794

- (2) 入札書の受領期限  
平成15年12月19日（金）午後2時
- (3) 入札説明書の交付方法  
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所  
平成15年12月19日（金）午後2時  
愛媛県公営企業管理局会議室

### 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否  
要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Heart Lung Machine System , 1 set
- (2) Time limit of tender: 2:00 p.m., 19 December 2003
- (3) For further information please contact: Property Management Section, General Affairs Division, Public Enterprise Administration Bureau, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan  
TEL 089-912-2794

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第15号

愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例施行規則及び愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年11月7日

愛媛県公安委員会委員長 宮本一成

愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例施行規則及び愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

(愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例施行規則の一部改正)

第1条 愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例施行規則(平成13年愛媛県公安委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「西石井町」を「東石井一～七丁目」に改める。

(愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部改正)

第2条 愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則(昭和45年愛媛県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の(9)の表石井交番の項所管区の欄中「西石井町」を「東石井一～七丁目」に改める。

附則

この規則は、平成15年11月25日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第72号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成15年11月7日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤山 薫

1 直接請求(県議会議員の解職請求を除く。)の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,214,365
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 24,288
- (3) 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 269,061

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数
松山市	380,355	126,785
今治市	95,290	31,764
宇和島市	49,820	16,607
八幡浜市	26,641	8,881
新居浜市	103,667	34,556
西条市	47,169	15,723
大洲市	30,816	10,272
川之江市	30,683	10,228
伊予三島市	30,536	10,179
伊予市	24,762	8,254
北条市	23,781	7,927
東予市	27,115	9,039
宇摩郡	15,827	5,276
周桑郡	19,365	6,455
越智郡	59,389	19,797
温泉郡	33,063	11,021
上浮穴郡	13,387	4,463
伊予郡	51,968	17,323
喜多郡	25,361	8,454
西宇和郡	27,715	9,239
東宇和郡	31,500	10,500

北 宇 和 郡	42,326	14,109
南 宇 和 郡	23,829	7,943

